



りあん

Vol.15
2021

～きずな～



会員数 R3.7.31

施設会員…366施設
個人会員…5名
団体・賛助会員…7施設

令和3年度 通常総会開催 ～三浦昌子会長 再任～

令和3年6月26日(土)、愛知県看護協会において令和3年度通常総会が開催されました。

新型コロナウイルスの感染拡大を考慮して、今年度も会員の方々には委任状での出席を推奨し、会員18名、委任状276名で行われました。出席できない会員には、ZOOMによりオンライン配信し、総会及び講演会の様子を視聴していただきました。

第1号議案では令和2年度決算が承認され、第2号議案では任期満了による役員改選の結果、14名の理事(うち新任6名)と2名の監事が選任されました。そして、総会後の臨時理事会で三浦昌子理事(愛知県看護協会会長)が引き続き会長に就任することが決定されました。

当協議会は、災害や事件等の危機的状況下においても各訪問看護ステーションが途切れず事業を継続できるよう、令和3年度の重点事業としてBCP(事業継続計画)の策定を取り上げ、事業を推進します。また、訪問看護の様々な課題解決に向け、行政を動かせる基盤を持つことができるよう、組織率(入会率)の向上を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。



提出議題

- 報告事項1 令和2年度事業報告
- 第1号議案 令和2年度決算書類の承認及び監査報告
- 報告事項2 令和3年度事業計画
- 報告事項3 令和3年度収支予算
- 第2号議案 役員を選任について

令和3年度役員(理事14名 監事2名)

*下線は新任者

会長	三浦 昌子				
副会長	大輪 芳裕	森田 貞子			
理事	野中 あかね	藤野 泰平	小椋 泰子	松下 寛代	近藤 佳子
	浅野 照美	鈴木 和実	松本 暁美	鈴木 里加	中崎 聖子
	小池 三奈美				
監事	古田 正典	山羽 能史子			

講演 「利用者の思いをつなげるACPの推進」

豊田地域医療センター・在宅医療支援センター 訪問看護認定看護師 加納 美代子 氏

総会後の講演として、加納美代子先生が活動される豊田市のACP推進の現状と課題について、事例を通してわかりやすく説明していただきました。

在宅の現場では医療の選択、療養場所の選択、介護方法の選択など「迷い」や「揺れ」の連続です。「もしものことに備えてどのように生きるか」などとても参考になりました。

利用者の皆さんが自己実現していくために、人生最終段階の医療、ケアの意向を情報共有だけではなく、日々の対話のプロセスが大切だと痛感しました。誰1人同じ方はいない、謙虚さや倫理的適切さが大切だという加納先生の言葉が印象的でした。

また、利用者を中心に思い(意思)という断片をつなぎ合わせ、利用者や家族が納得し選択したことを尊重し、支援する役割が訪問看護師にあることが再確認できました。

訪問看護として、明日からACP推進に向けてそれぞれができることから始めていきたいと思いました。

(れんげ訪問看護ステーション 星野智穂弥)



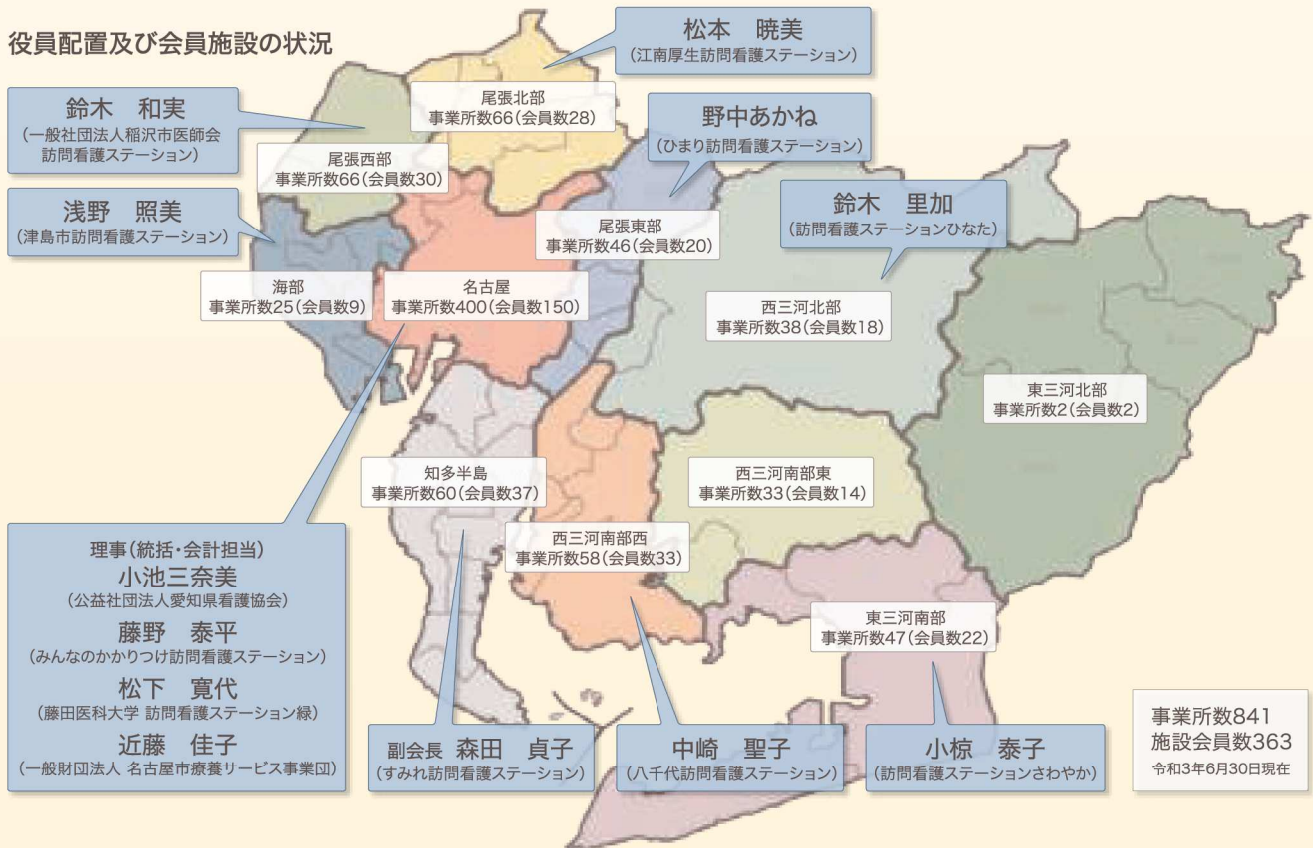
愛知県訪問看護ステーション協議会 役員・会員情報

愛知県内の訪問看護ステーション数841に対し、当協議会の会員施設数は363(令和3年6月30日現在)と、50%にも達していません。在宅医療にはまだまだ課題が多く、改善が必要ですが、その実現のためには、多くの皆さんに会員になっていただき、力を結集していかなければなりません。

また、コロナ禍で、災害時等の非常時における近隣のステーション同士の情報交換、協力・連携の必要性を認識しました。今後、地域の訪問看護ステーションの連携体制の構築を図っていきたいと思います。

県内各地域に協議会の役員がおりますので、ご要望や伝えたい情報等がありましたら、お近くの役員までどうぞご連絡ください。

役員配置及び会員施設の状況



新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた協議会の動き

サージカルグローブを会員施設等に配布しました!!

愛知県から供給を受け、令和3年6月に、県内の訪問看護ステーションにサージカルグローブを1施設当たり500枚(1箱100枚入り)を配布しました。

会員施設：363施設(全施設)

非会員施設：93施設(希望施設) *非会員施設は配送料は施設負担

訪問看護ステーションの未接種者のワクチン接種を要望しました!!

アンケート調査により訪問看護ステーションの職員に多数の未接種者がいることがわかりました。愛知県に要望し、大規模接種会場(県営名古屋空港ターミナルビル)での6月中の接種枠を確保していただき、希望者が接種を受けられるようにしました。



『令和3年度介護報酬の改定について』

～運営基準の中の3年間の経過措置のあるものピックアップ!!～

令和3年4月の介護報酬改定をうけて、それぞれの事業所ではすでに取り組みられていることと思います。

ここでは運営に関する基準の中の3年間の経過措置にあるものをピックアップして皆さんにご紹介していきます。

業務継続に向けた取組の強化

1. 背景

感染症や自然災害が発生した場合でも、介護サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、令和3年度介護報酬改定では「感染症や災害への対応力強化」を筆頭項目に据えた内容になっており、「感染症対策の強化」や「業務継続に向けた取組の強化」等が新たに加えられた。

「業務継続に向けた取組の強化」では、感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスの提供を継続できる体制づくりのために、全事業者を対象に業務継続計画(BCP:Business Continuity Plan)の策定などが義務化された。

愛知県訪問看護ステーション協議会では、令和3年度重点事業として業務継続計画の策定が実施できるように研修会の開催を企画しています。

厚生労働省のホームページには、介護施設・事業所に向けてBCP作成時のポイント等をまとめた業務継続ガイドラインのひな形が掲載されています。また同BCP作成や見直しに役立つ研修動画も公開されていますので参考にしてみましょう。



2. 概要 (事業所が講じる措置)

- ◆ 事業継続計画(BCP)の策定
- ◆ 全従業員への周知
- ◆ 研修及び訓練の定期的実施、定期的な見直し・変更(研修は、他のサービス事業者との連携で開催可。感染症のBCPと感染症対策の研修は合同開催可)



業務を行いながら取り組むのは大変ですが、ステーション協議会などで協働し委員会開催や研修など統一した形で進めていく等、シンプルかつ効率的に取り組める方法を考えるといいですね。

感染症対策の強化

1. 背景

「感染症や災害への対応力強化」に向け、「感染症対策の強化」では、感染症の発生やまん延等を予防するため、全ての介護サービスに対して感染症対策委員会の開催などが義務化された。

2. 概要 (事業所が講じる措置)

- ◆ 感染症対策委員会の設置、定期的開催
- ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施

虐待の防止

1. 背景

虐待は、介護保険法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高いため、高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の未然防止・虐待等の早期発見・虐待等への迅速かつ適切な対応の観点から事業所における虐待の防止に関する措置を講じるものと規定された。

虐待防止の講演会や事業所への出前講座を実施している市町村もありますので、市町村の虐待通報窓口になっている虐待防止センターや包括支援センター等に相談してみるのも1つの方法ですね。



2. 概要 (事業所が講じる措置)

- ◆ 虐待防止検討委員会の設置、定期的開催
- ◆ 虐待防止のための指針の整備
- ◆ 虐待防止のための研修の実施
- ◆ 虐待等について従業員が相談、報告出来る体制整備
- ◆ 虐待が発生した場合の対応方法の周知

参考資料

- ① 厚生労働省老健局 ホームページ 介護保険最新情報Vol.945
- ② 愛知県高齢福祉課 ホームページ 令和3年度介護報酬改定のページ
- ③ 2021年度版 訪問看護関連 報酬・請求ガイド 公益財団法人 日本訪問看護財団発行
- ④ 訪問看護実務相談Q&A 令和3年度版 一般社団法人全国訪問看護事業協会編集 (令和3年9月発行予定)
- ⑤ 訪問看護業務の手引き 令和3年4月版 社会保険研究所出版 (令和3年6月発行)

令和3年度介護報酬改定において、科学的に効果が裏付けられた自立支援・重度化防止に資する質の高いサービス提供の推進を目的とし、科学的介護情報システム (LIFE) を用いた厚生労働省へのデータ提出とフィードバックの活用による、PDCAサイクル・ケアの質の向上を図る取組を推進することとなりました。

～訪問看護の質向上の基本となるPDCAサイクルについて考える～

訪問看護を取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。こうした中、訪問看護の質を担保し持続的に地域に貢献するためには、あらゆる管理の基本とされているPDCAサイクルを徹底し、訪問看護ステーション内に定着させることが必要です。PDCAサイクルを回し続けることによって、課題が明確になり、看護ケアを実施することで結果を生み出し、利用者満足度の向上につなげていくことが出来ます。

PDCAサイクルの1つである「訪問看護過程の展開」は、地域で療養生活をする訪問看護利用者や家族が抱える課題を訪問看護によって解決していくプロセスです。利用者や家族が目標とする「その人らしい療養生活の獲得」を目指すこととなります。訪問看護過程にはアセスメントに基づく計画 (P)、実行 (D)、評価 (C)、改善 (A) の4段階が含まれます。訪問看護過程の特徴は、対象の主体が利用者だけでなく、利用者の家族を含むことであり、訪問看護利用者と家族の療養生活を尊重しながら行うことにあります。

在宅療養支援には多くの職種が関わります。なかでも訪問看護師や訪問介護員は家庭に出向く機会が多く、利用者・家族の療養生活支援を継続している中での些細な変化 (課題) に気づきやすい立場にあります。訪問看護におけるアセスメント、計画、実施、評価は、訪問看護師だけでなく、利用者・家族を含んだチーム全員の意思統一のもとに展開されることが重要になります。

常日頃から、訪問看護の質向上の基本となるPDCAサイクル (訪問看護過程の展開) を意識して、訪問看護を提供していきましょう。

(一般財団法人 名古屋療養サービス事業団 近藤佳子)



愛知県訪問看護ステーション協議会 令和3年度重点事業

～訪問看護ステーションの業務継続計画 (BCP) の策定～

近年感染症や自然災害の脅威が増していることを受けて、2021年介護報酬改定にてBCP策定を全事業者に義務付けられました。3年間の経過措置を経て、完全義務化は2024年度からとなります。

今回愛知県訪問看護ステーション協議会では、重点目標として、協議会会員施設すべてのBCPを導入するという目標を掲げています。現在、穴埋め式のBCP簡単作成ツールも出てきていますが、穴埋め式を使ったステーションに聞いてみると、それを埋めることで災害時に動けるのかというと難しいという声もあります。

そのために、協議会ではこれまでの研修計画を見直し、有事に使えるBCPを創ることを目的とした災害研修を行うことにしました。

訪問看護は、小規模な事業者が大半であり、例えば、5人のスタッフで運営する訪問看護ステーションで、1人Covid19に感染し、3人が濃厚接触者となってしまうと、訪問看護の継続はどうするか? 等々様々な課題があります。自施設でBCPを創るだけでなく、地域連携も含めた地域包括型BCPも考える時間にできたらと思っています。

災害看護研修「BCPの作成Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」のご案内

日時 令和3年10月16日(土)、11月20日(土)、12月18日(土) 各日午後 **場所** オンライン開催 **定員** 20名

診療報酬改定研修のご案内

日時 令和4年3月26日(土) **場所** オンライン開催



なんでも相談 Q & A 業務委員会



業務委員会では、会員の皆様を対象に「なんでも相談」を行っています。

4月から6月末までに延べ13件の相談をいただいております。その中から、令和3年度の介護報酬改定に関連する相談をご紹介します。

Q 退院・退所当日の訪問看護の指示書への記入について

今年度の介護報酬改定で「退院・退所当日の訪問看護費は特別管理加算の対象者に加えて、主治医が必要と認める場合は算定できる」とあります。主治医より特別管理加算対象者以外の者に退院・退所日当日の訪問をするよう指示があった場合は、訪問看護指示書への記入が必要でしょうか。口頭でも良いのでしょうか。

A 「医療機関、介護老人保健施設、介護療養型医療施設又は介護医療院を退院・退所した日について、厚生労働大臣が定める状態（利用者等告示第六号）にある利用者に加え、主治の医師が必要と認めた利用者に訪問看護費を算定できることとする」と通知改正がありました。

主治医が退院・退所当日の訪問を必要と認めた場合はその旨を訪問看護指示書に記載してもらう必要があり、口頭指示のみでは適切ではありません。

入院前に出された訪問看護指示書が訪問期間を満たしている場合であっても、利用者は状態変化のため入院しており、さらに退院当日に訪問が必要な状態であることから、以前の訪問看護指示書の内容では適切ではないと考えられます。よって、退院日・退所日当日からの期間で新たに訪問看護指示書の発行を受けることが望ましいでしょう。

また、特別管理加算の対象者の場合においても上記の考え方と同様となります。

参考文献 ●愛知県訪問看護ステーション協議会主催研修会「令和3年度介護報酬改定の内容とその理解」(R3.3.27) 資料より

Q 利用者の体調不良により訪問看護を変更した場合の指示書の再発行について

リハビリスタッフが行う訪問看護が利用者の体調不良等により訪問看護指示書の留意事項および指示事項1リハビリテーションの項目に記載されている1日あたりの時間数や週の回数が実際と異なってしまった場合、指示書を再発行してもらう必要がありますか。

A 令和3年度の改定のQ&Aなどにも記載がなく、参考文献をお示しすることができないため、全国訪問看護事業協会と愛知県高齢福祉課に問い合わせた回答をお知らせします。

訪問看護指示書に記載されたリハビリテーションの頻度や実施時間を、療養者の体調などにより変更した場合は、主治医に報告し、指示書の再発行が望ましいです。しかし、あらかじめ指示書に「病状により突発的な変更は許可する」と記入してあれば、再発行は不要ということでした。

新規加入事業所紹介

看護小規模多機能ホーム ほほえみ開明

令和3年4月に開設しました。スタッフは看護職7名、リハビリ職5名、介護職8名、ケアマネジャー1名います。事業所理念である「その人らしく、“いつもの暮らし”を支えるために」を下にスタッフ同士で協働し、利用者のニーズに柔軟に対応できるよう日々、頑張っています。

(管理者 武仲真知子)



訪問看護ステーション琴葉東海

令和3年4月に開設しました。訪問看護ステーション琴葉東海です。「会えてよかった」と思い思われる関係性を築き、利用者様・ご家族の皆様そして、支援する私達も「自分らしく生きる」ということにこだわり、楽しみ、琴葉だからできる看護を追求してまいりたいと思います。今後ともよろしく願いいたします。

(管理者 川口真紀)



「看護業務の効率化先進事例アワード2020」 優秀賞受賞!!

みんなのかかりつけ訪問看護ステーション ICTツール×ウェブ会議最大活用による業務効率化への取り組み

日本看護協会が、看護業務の効率化に優れた成果を上げ、医療・看護ケアサービスの充実を実現した取り組みに対して表彰する「看護業務の効率化先進事例アワード2020」において、株式会社デザインケア みんなのかかりつけ訪問看護ステーションが優秀賞を受賞しました。

みんなのかかりつけ訪問看護ステーションは、『日本の隅々まで最高のケアを届ける』ビジョンの実現のために、訪問看護ステーションの質と量にこだわり活動しています。

また、ビジョン実現のための価値基準(バリュー)として、BetterWork、BetterCare、BetterCommunityを大切にしています。

今回のICTツールを活用した業務効率化への取り組みは、時間を効率的に使うという、BetterWorkとBetterCareの両立への挑戦であり、日本の隅々まで最高のケアを届けるために必要な取り組みであったと言えます。

概要としては、全スタッフにスマートフォンを持ってもらい、電子カルテ、チャット機能、インターネットFAXを導入し、その活用方法として、音声入力等を推奨して行ってきました。それにより、ケア以外の間接的な時間が最小化されて、ケアについて考える時間が増え、BetterCareが進みました。上記取り組みにより、訪問スタッフの残業時間は月約5時間*と少なく抑えられ、BetterWorkにも効果がありました。

*2020年上半期、新規店舗を除く9店舗の常勤訪問スタッフ(セラピストを含む)の平均値。管理者を除く。

日頃の活動の積み重ねが、このような形で評価され、とても嬉しく思っています。今後も在宅の発展の一助になれるよう努力を続けていきたいと思っております。

(株)デザインケア 代表取締役社長 藤野泰平



理事会報告

令和2年度第3回理事会

開催日 令和3年3月10日(水)

協議事項

- 1 納付金の徴収及び謝金の支払に関する規程の改正(案)について
 - 2 令和3年度重点的に取り組む事業(案)について
 - 3 令和3年度事業計画(案)について
 - 4 令和3年度収支予算(案)について
 - 5 令和3年度年間スケジュールについて
- 協議事項1～5は案のとおり承認された。

報告事項

- 1 令和2年度事業報告(10月～2月)

令和3年度第1回理事会

開催日 令和3年5月27日(木)

協議事項

- 1 令和2年度事業報告
 - 2 令和2年度決算報告及び監査報告
 - 3 役員を選任について(案)
 - 4 令和3年度通常総会の開催について
- 協議事項1～4は案のとおり承認された。

報告事項

- 1 令和3年度事業計画における研修計画の変更

令和3年度臨時理事会

開催日 令和3年6月26日(土)

協議事項

- 1 会長(代表理事)及び副会長の選定について
- 協議事項1は、会長に三浦昌子理事、副会長に大輪裕裕理事、森田貞子理事が選定された。



ホームページ「訪問看護とは」リニューアルのお知らせ

「訪問看護とは」更新のお知らせです。皆様が地域で活用できるようリニューアルしました。訪問看護のリービースについてのリーフレットや普及啓発活動に使用できるパワーポイントデータなどを追加しました。過去の地域での普及啓発活動も紹介しています。是非、ご活用ください。

編集後記

今年度は役員の入替わりがあり、広報委員も新メンバーでのスタートです。ステーションの組織作りのように、広報委員会も一人一人の個性や強みを活かして楽しく活動していきたいと思っています!どうぞよろしくお願いたします!!

(広報委員会)

一般社団法人 愛知県訪問看護ステーション協議会

〒466-0054名古屋市中区円上町26-15高辻センター 3階 TEL:052-746-6007 FAX:052-746-6011 <http://aichi-vnc.com>

発行責任者/三浦 昌子 発行日/令和3年8月31日